

# 第27回 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 日時

2023年12月26日(火曜日)午前10時  
(受付開始 午前9時30分)

## ■ 場所

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

三井物産ビル3階  
大手町三井カンファレンス Room3  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



## 目次

第27回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案   剰余金処分の件	
第2号議案   定款一部変更の件	
第3号議案   取締役（監査等委員である取締 役を除く。）5名選任の件	
第4号議案   監査等委員である取締役4名選 任の件	
第5号議案   取締役（監査等委員である取締 役を除く。）の報酬額設定の件	
第6号議案   監査等委員である取締役の報酬 額設定の件	
事業報告	28
計算書類	48
監査報告書	51
個別注記表	55

株式会社 **ストライク**

証券コード：6196

証券コード6196  
2023年12月6日  
(電子提供措置の開始日2023年12月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目2番1号  
**株式会社 ストライク**  
代表取締役社長 荒井 邦彦

## 第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第27回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.strike.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスし、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

**なお、郵送（書面）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年12月25日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日時 2023年12月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号  
三井物産ビル3階  
大手町三井カンファレンス Room 3  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 第27期（自2022年10月1日 至2023年9月30日）事業報告及び計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

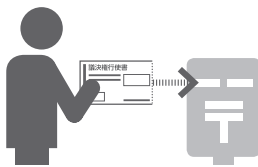
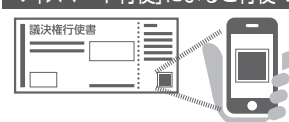

- (1)書面による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月25日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。
- (2)インターネットによる議決権行使の場合は、後記（4頁）の「インターネット等による議決権行使」をご確認の上、2023年12月25日（月曜日）午後5時45分までに賛否をご入力ください。
- (3)インターネットによる方法で議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (4)書面とインターネットによる方法とを重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (5)議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- 
- ◎お土産のご用意はありませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎本総会当日の報告事項は、後日当社ウェブサイト（<https://www.strike.co.jp/ir/library/meeting.html>）で動画をご視聴いただけますのでご活用ください。

## 議決権行使のご案内

5頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使される場合		
<p>◆ 郵送による議決権行使 ◆</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。</p> <p><b>行使期限</b> 2023年12月25日(月曜日) 午後5時45分到着分まで</p>	<p>インターネット等による議決権行使 (詳細につきましては次頁をご覧ください。)</p> <p>◆ 「スマート行使」によるご行使 ◆</p>  <p>同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。 ※QRコード<sup>®</sup>は、株式会社デンソーウェアの登録商標です。</p> <p><b>行使期限</b> 2023年12月25日(月曜日) 午後5時45分行使分まで</p>	
	<p>◆ 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使 ◆</p> <p><b>議決権行使ウェブサイト</b> <a href="https://www.web54.net">https://www.web54.net</a></p> <p>にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p><b>行使期限</b> 2023年12月25日(月曜日) 午後5時45分行使分まで</p>	
当日ご出席される場合		
<p>◆ 株主総会へ出席 ◆</p> 	<p>同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。</p> <p><b>株主総会開催日時</b> 2023年12月26日(火曜日) 午前10時 (受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)</p>	

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使  
について

☎0120-652-031 (9:00~21:00)

その他の  
ご照会

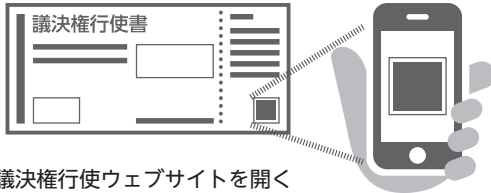
☎0120-782-031 (平日9:00~17:00)

# インターネット等による議決権行使

## ◆「スマート行使」によるご行使◆

### 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

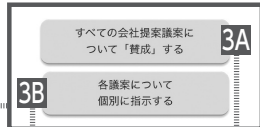
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



### 2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

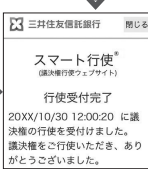


各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

全ての会社提案議案について「賛成」する



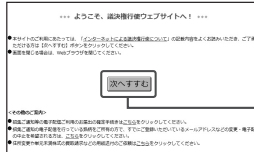
確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して完了です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード<sup>®</sup>を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

## ◆ 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使 ◆

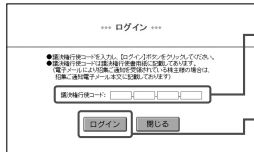
### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

### 2 ログインする



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

### 3 パスワードを入力する



「パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。  
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

機関投資家のみなさまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保に留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としており、当期純利益の概ね25%を目標としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に従い、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
  
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 51円  
総額 979,345,911円
  
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年12月27日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移

期	第24期 (2020年8月期)	第25期 (2021年9月期)	第26期 (2022年9月期)	第27期 当期 (2023年9月期)
金額	24円	32円	40円	51円

## 第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。本定款変更は本総会終結の時をもって効力が生じるものとします。

### 1. 提案の理由

当社は、監査等委員会設置会社に移行することで、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ること及び取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図ることを目的としております。つきましては、定款に監査等委員会及び監査等委員に関する条文の新設、不要となる条文の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、今後の事業領域の拡大に対応するため、現行定款第2条に事業目的の追加を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
1. ~11. (条文省略)	1. ~11. (現行どおり)
(新設)	<u>12. 金融商品取引法に規定する金融商品仲介業</u>
<u>12.</u> (条文省略)	<u>13.</u> (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</li> </ol> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>7</u>名以内とする。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査等委員会 (削除)</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</li> </ol> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は<u>8</u>名以内とする。</p>



現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当会社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名置き、取締役会の決議により取締役の中から選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(業務執行) 第22条 取締役社長は、取締役会の決議に基づき、会社の内外の業務を執行し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、それぞれ取締役社長の業務を補佐する。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当会社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名置き、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。 2 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を省略して取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役 (取締役であったものを含む。) の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く) との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)  <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべきときまでとする。</u></p>	(削除)
<p>(補欠監査役)  <u>第31条 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)  <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)  <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)  <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を省略して監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="323 172 580 202">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="160 240 529 270">第37条～第39条 (条文省略)</p> <p data-bbox="364 344 538 374">第7章 計算</p> <p data-bbox="160 412 529 443">第40条～第43条 (条文省略)</p> <p data-bbox="179 485 258 515">(新設)</p> <p data-bbox="179 521 258 551">(新設)</p>	<p data-bbox="928 172 1185 202">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="766 240 1161 270">第31条～第33条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="969 344 1143 374">第7章 計算</p> <p data-bbox="766 412 1161 443">第34条～第37条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="766 485 852 515">附 則</p> <p data-bbox="784 521 1256 551"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="766 557 1347 724"><u>当社は、第27回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役6名全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者は、当社が任意で設置し、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会の答申を経て、当社取締役会で決定しております。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位及び担当	当期開催の 取締役会出席率	取締役 在任年数
1	再任	<small>あらい</small> <b>荒井</b> <small>くにひこ</small> <b>邦彦</b>	代表取締役社長	100% (14/14回)	26年
2	再任	<small>すずき</small> <b>鈴木</b> <small>のぶお</small> <b>伸雄</b>	取締役副社長	100% (14/14回)	14年
3	再任	<small>かねだ</small> <b>金田</b> <small>かずや</small> <b>和也</b>	常務取締役兼執行役員 コンサルティング本部担当	100% (14/14回)	6年
4	再任	<small>なかむら</small> <b>中村</b> <small>こういち</small> <b>康一</b>	取締役兼執行役員 管理部担当	100% (14/14回)	9年
5	新任 社外取締役 候補者 独立役員	<small>ふるもと</small> <b>古本</b> <small>ゆうじ</small> <b>裕二</b>	—	—	—



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	
1	<small>あらい くにひこ</small> <b>荒井 邦彦</b> (1970年11月19日生) 再任	1993年 4月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1997年 7月 当社設立。代表取締役社長に就任(現任) 1999年 6月 (株)ティン監査役 2005年 6月 (株)アミューズ監査役 2005年10月 (株)セルバンク取締役	3,077,000 株	
		取締役会出席状況		100% (14回/14回)
		取締役在任年数		26年
		取締役候補者とした理由 当社の創業者であります。1997年の設立から卓越した先見の明で当社の発展を牽引する等、経営に関して豊富な経験・知識・知見を有しております。当社の事業推進と持続的な企業価値向上のために強いリーダーシップを発揮しており、適任であると考えております。		
2	<small>すずきのぶお</small> <b>鈴木 伸雄</b> (1948年11月28日生) 再任	1972年 4月 (株)協和銀行(現 (株)りそな銀行)入行 1989年 8月 協和フィナンシャルフューチャーズ(シンガポール)取締役社長 1992年12月 (株)あさひ銀行(現 (株)りそな銀行)長岡支店長 1995年 5月 同行シカゴ支店長 2002年 6月 あさひ銀事業投資(株)(現 りそなキャピタル(株))取締役 2003年11月 当社入社 2008年 4月 (株)ISホールディングス取締役 2009年 6月 当社取締役副社長 2009年 8月 (株)セルバンク取締役(現任) 2015年11月 当社取締役副社長兼執行役員企業情報部統括部長 2017年11月 当社取締役副社長(現任)	540,000 株	
		取締役会出席状況		100% (14回/14回)
		取締役在任年数		14年
		取締役候補者とした理由 長年に渡る金融機関での経営経験と海外駐在を長期にわたって経験されるなど、豊かな経歴を有しております。当社入社以来、金融機関との業務提携、国際感覚を通じた経営に貢献してまいりました。当社の持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適任であると考えております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<small>かねだ かずや</small> <b>金田 和也</b> (1981年8月13日生) 再任	2006年12月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所	637,000株
		2009年7月 当社入社	
		2013年12月 当社執行役員第二企業情報部長	
		2017年11月 当社取締役兼執行役員企業情報部担当	
		2021年10月 当社常務取締役兼執行役員コンサルティング本部担当(現任)	
	取締役会出席状況	100% (14回/14回)	
	取締役在任年数	6年	
	取締役候補者とした理由 入社以来、M&Aコンサルタントとして従事し、M&Aに関する様々な知見や経験を活かした営業戦略の立案・推進により事業の拡大に寄与してまいりました。現在は、営業統括として卓越したリーダーシップを発揮し、環境の変化に対応した機動的なマネジメントと経営に貢献してまいりました。当社の持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適任であると考えております。		
4	<small>なかむら こういち</small> <b>中村 康一</b> (1974年6月24日生) 再任	1999年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所	402,100株
		2005年1月 公認会計士中村康一事務所開設	
		2005年8月 中村康一税理士事務所開設	
		2014年2月 当社取締役管理部長	
		2014年11月 当社取締役兼執行役員管理部長	
		2017年11月 当社取締役兼執行役員管理部担当(現任)	
	取締役会出席状況	100% (14回/14回)	
	取締役在任年数	9年	
	取締役候補者とした理由 公認会計士及び税理士であり、会計・財務の知見と豊富な経験を有しており、情報開示実務や業務管理体制作りで当社の経営に貢献してまいりました。当社の持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適任であると考えております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<small>ふるもと ゆうじ</small> <b>古本 裕二</b> (1956年4月8日生) 新任 社外取締役候補者 独立役員	1980年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 2003年6月 (株)りそな銀行九段支店長 2004年7月 ユニバーサルソリューションシステムズ(株)入社 2005年2月 同社取締役 2006年6月 同社常務取締役 2007年11月 矢作建設工業(株)入社 2008年4月 同社常務執行役員 2008年6月 同社取締役常務執行役員 2009年6月 同社取締役専務執行役員 2017年6月 同社代表取締役副社長 2021年6月 同社顧問(現任)	— 株
	取締役会出席状況	—	
	社外取締役在任年数	—	
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 長年の経営者としての豊富な経験と知見をもとに、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくうえで、適任であると考えております。同氏には上記の経験・識見に基づいた助言をいただき、監督機能を果たすことを期待しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 古本裕二氏は社外取締役候補者であります。また、当社は、古本裕二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に新たに指定し、届け出る予定であります。
3. 古本裕二氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。本議案に基づき各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を取締役の任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	当期開催の 取締役会出席率	当期開催の 監査役会出席率
	新任			
1	監査等委員である 取締役候補者	<small>あらき じろう</small> <b>荒木 二郎</b> 社外常勤監査役	100% (14/14回)	100% (13/13回)
	独立役員			
	新任			
2	監査等委員である 取締役候補者	<small>こごま のぞみ</small> <b>小駒 望</b> 社外取締役	93% (13/14回)	—
	独立役員			
	新任			
3	監査等委員である 取締役候補者	<small>さかまき ひろし</small> <b>酒巻 弘</b> —	—	—
	独立役員			
	新任			
4	監査等委員である 取締役候補者	<small>かとう ともこ</small> <b>加藤 知子</b> —	—	—
	独立役員			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p style="text-align: center;">あらき じろう <b>荒木 二郎</b> (1950年2月24日生) 新任 監査等委員である 社外取締役候補者 独立役員</p>	<p>1972年 4月 住友信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))入社 1999年 6月 同社執行役員 神戸支店長 2004年 6月 同社代表取締役 専務執行役員 2006年 6月 住信リース(株)(現 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株))代表取締役社長 2008年 6月 住友信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))顧問、住友不動産(株)顧問 2009年 8月 三協・立山ホールディングス(株)監査役 2012年 6月 三協立山(株)監査役 2014年 7月 当社監査役就任(現任) 2015年 8月 三協立山(株)取締役(監査等委員)</p>	29,800株
取締役会出席状況		100% (14回/14回)	
監査役会出席状況		100% (13回/13回)	
社外監査役在任年数		9年	
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要          経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営執行に対する監査等において適切な役割を果たしていることから適任であると考えております。同氏には上記の経験・見識に基づいた助言をいただき、監督機能を果たすことを期待しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p>こごま のぞみ 小駒 望 いまおが のぞみ (戸籍名：今岡 望) (1980年7月31日生) 新任 監査等委員である 社外取締役候補者 独立役員 女性</p>	<p>2006年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2008年 4月 パレスキャピタル(株)入社 2010年11月 小駒望公認会計士事務所代表(現任) 2012年 8月 虎ノ門有限責任監査法人社員(現任) 2016年 6月 ユナイテッド(株)社外監査役(現任) 2018年 6月 (株)FIS社外監査役(現任) 2019年11月 当社社外取締役就任(現任) 2023年 6月 松井証券(株)取締役 (監査等委員) (現任)</p>	— 株
	取締役会出席状況	93% (13回/14回)	
	監査役会出席状況	—	
	社外取締役在任年数	4年	
		<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 公認会計士としての豊富な経験と専門性を有し、また上場会社の監査役としての職務経験をもとに、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくうえで、適任であると考えております。同氏には上記の経験・識見に基づいた助言をいただき、監督機能を果たすことを期待しております。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	さかまき ひろし <b>酒巻 弘</b> (1959年9月14日生) 新任 監査等委員である 社外取締役候補者 独立役員	1982年 4月 日本開発銀行（現 ㈱日本政策投資銀行）入行 2007年 6月 新規事業投資㈱取締役投資部長 2010年 6月 ㈱日本政策投資銀行投資統括部長 2011年 5月 同行業務企画部担当部長 2011年10月 DBJ証券㈱代表取締役社長 2017年 6月 DBJ Europe Limited Executive Chairman 2021年 6月 ㈱海外交通・都市開発事業支援機構取締役 2021年 6月 一般財団法人日本経済研究所専務理事（代表理事）国際局長エグゼクティブフェロー（現任） 2021年 6月 ㈱テーオーシー監査役（現任） 2023年 4月 沖縄振興開発金融公庫監事（現任）	— 株
取締役会出席状況		—	
監査役会出席状況		—	
社外取締役在任年数		—	
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 経営者としての豊富な経験と知見をもとに、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくうえで、適任であると考えております。同氏には上記の経験・識見に基づいた助言をいただき、監督機能を果たすことを期待しております。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	かとう ともこ <b>加藤 知子</b> (戸籍名：しむら ともこ 知子) (1971年3月16日生) 新任 監査等委員である 社外取締役候補者 独立役員 女性	2001年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 2001年10月 都内法律事務所入所 2004年4月 長谷川俊明法律事務所入所 2006年7月 弁護士法人北浜法律事務所入所 2006年9月 外務省国際法局経済条約課出向（課長補佐） 2010年11月 富士通セミコンダクター(株)出向（2015年3月より法務部長） 2020年8月 三井不動産(株)入社 2023年11月 隼町法律事務所入所（現任）	— 株
	取締役会出席状況	—	
	監査役会出席状況	—	
	社外取締役在任年数	—	
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 弁護士としての豊富な経験と専門性を有し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくうえで、適任であると考えております。同氏には上記の経験・識見に基づいた助言をいただき、監督機能を果たすことを期待しております。			

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 荒木二郎、小駒望、酒巻弘及び加藤知子の各氏は社外取締役候補者であります。また、当社は、荒木二郎及び小駒望の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、届け出ておりますが、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し、届け出る予定であります。また酒巻弘及び加藤知子の両氏についても、新たに独立役員として指定し、届け出る予定であります。
- 小駒望氏とは当社の定款の定めに基づき、責任限定契約を締結しており、その契約の概要は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。小駒望氏の選任が承認された場合、当社は小駒望氏との間で締結した当該責任限定契約を継続する予定であります。また荒木二郎、酒巻弘及び加藤知子の各氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。なお、荒木二郎氏は社外監査役として、同様の契約を締結しております。
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。本議案に基づき各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を取締役の任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

【ご参考】社外取締役の独立性判断基準

当社の社外取締役の選任に当たっては、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識並びにその職務に相応しい人格を有する方を社外取締役候補者に指名しております。

【ご参考】取締役候補者のスキルマトリックス

	企業経営	事業戦略	国際経験	ESG (環境/社会/ ガバナンス)	財務・会計	法務・ リスクマネジ メント
荒井 邦彦	●	●			●	
鈴木 伸雄	●	●	●			
金田 和也	●	●			●	
中村 康一				●	●	●
古本 裕二	●	●				●
荒木 二郎	●	●				●
小駒 望				●	●	●
酒巻 弘	●	●	●			
加藤 知子			●	●		●

※各候補者の有する知見や経験を3つまで記載しており、各候補者の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役の報酬等は、2014年11月25日開催の定時株主総会において、年額400百万円以内と決議されておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を定めることとし、年額800百万円以内（うち、社外取締役分は50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「4. (4)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等」に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に変更する予定であり、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬額は、当該変更後の方針に基づいて基本報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名（うち、社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査役の報酬等は、2014年11月25日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、移行に伴い、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

# 事業報告

〔 自 2022年10月1日 〕  
〔 至 2023年9月30日 〕

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、社会経済活動の正常化に向けた動きが見られました。一方で、ウクライナ情勢の長期化による資源・エネルギー価格の高騰や、インフレ警戒による各国の金融引締めによる急激な為替変動等、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

当社の事業領域である中堅・中小企業のM&A市場は、経営者の高齢化が引き続き進む中で、後継者不在の中小企業が社外の第三者へM&Aによって事業承継を行う割合が増加しており、中長期的に拡大傾向にあります。[2023年版中小企業白書]によると、2022年に休廃業・解散した約5万社のうち5割超の企業は、直前期の決算が黒字であり、貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代の意欲ある経営者への事業承継を促進し、日本経済の持続的な成長につなげる取組が重要となっています。また、近年では事業承継目的だけでなく、企業の新事業創造や変革を目的としたイノベーション型のM&A等、事業の多角化や成長戦略を実現するための手段としてのM&Aが、中小企業においても広まりつつあります。加えて、政府は中堅企業等の成長促進のための重点3本柱の取組方針の一つとして「事業再生・M&Aを含む事業承継の促進」を挙げており、2023年6月には中小企業庁が「中小企業の成長経営の実現に向けた研究会 中間報告書」で政策的なM&A支援強化に関する方向性案が示されています。さらに、2023年9月には「中小M&Aガイドライン」が改訂され、M&A支援機関による支援の質を確保・向上させるための取組が明記されるなど、官民で中小企業のM&Aを推進するための取組が進んでいます。

このような環境下、営業面におきましては、対面とオンラインによるハイブリッド型セミナーの開催やWEB会議システムによる面談を活用し、新規顧客獲得や成約活動に努めてまいりました。また、業種別にWEB広告や提案型営業を展開し、幅広くM&Aニーズの発掘に取り組みました。さらに、スタートアップ企業と事業会社の提携促進を目的とした会員制サービス「S venture Lab.」では毎月交流イベントを開催し、スタートアップ企業のM&A市場の開拓等にも注力しました。

提携先との連携におきましては、九州北部、兵庫県西、沖縄の各税理士協同組合との業務提携を開始したことで、税理士協同組合等との提携は全国16団体、6万人以上の会員とのネットワークに拡大いたしました。また、提携先金融機関より人材を受け入れることで、提携先金融機関内におけるM&A人材の育成を担い、協業によるM&A支援体制の強化を行いました。

人員面におきましては、今後の業績拡大を図るため積極的な採用を進めたことで、当事業年度においてM&Aコンサルタントを49名増員しました。

この結果、当事業年度における成約組数（※1）は207組（前事業年度195組）、成約件数（※2）は408件（前事業年度379件）となりました。大型案件（1組あたりの売上が1億円以上の案件）の成約は、34組（前事業年度19組）となりました。新規受託（※3）は712件（前事業年度661件）となりました。

- （※1）成約組数：当社が仲介業務またはアドバイザー業務として携わったM&A取引数（ディールベース）。
- （※2）成約件数：当社が仲介業務またはアドバイザー業務としてM&A成約に至った契約件数（社数）。  
仲介業務の場合は1取引で売手1件、買手1件の計2件とカウントし、アドバイザー業務の場合は1取引で1件とカウント。
- （※3）新規受託：売手と仲介業務契約を新規に締結すること（アドバイザー業務の場合、契約を締結し、実質的に業務が開始されたこと）。

当社の経営成績は、成約組数は前事業年度を上回り、大型案件も前期比で15組増加したことで、売上高は13,826百万円（前期比28.9%増）となりました。売上原価は、売上増加に伴うインセンティブ給与の増加やM&Aコンサルタントの増員に伴う人件費の増加等により、4,578百万円（前期比28.2%増）、販売費及び一般管理費は、テレビCM放映等、営業活動強化のための広告宣伝費の増加や、本社増床による地代家賃の増加等により、4,045百万円（前期比37.9%増）となった結果、営業利益は5,202百万円（前期比23.1%増）となりました。これらの結果を受け経常利益は、5,211百万円（前期比23.3%増）となり、特別損失として投資有価証券評価損を15百万円計上した結果、当期純利益は3,866百万円（前期比30.5%増）となりました。

当社の成約組数、成約件数、新規受託及び売上高の当事業年度の実績と当初計画は次のとおりとなります。

	2023年9月期 (実績)	2023年9月期 (目標)	2023年9月期 (達成率%)
成約組数 (組)	207	277	74.7
成約件数 (件)	408	540	75.6
受託案件 (件)	712	756	94.2
売上高 (百万円)	13,826	15,266	90.6

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はして  
おりません。

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資等の総額は804百万円であり、その主な内訳は、本社増床に伴う有形固定資産の取得等でありました。

なお当事業年度において、重要な設備の除却、売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

重要な事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、「世界を変える仲間をつくる。」をミッションとし、選択と集中のため事業や子会社を売却したい方、経営環境の変化に合わせるために事業や子会社を買収したい方、後継者不在で引き継ぎ先を探す必要に迫られている方、企業の更なる成長のために資金調達又は経営権の譲渡を望まれる方など、それぞれ企業の変化に合わせた経営体制の構築をM&Aを通じて支援することにより、広く社会に貢献することを企業理念としております。

具体的な取組については、下記のとおりとしております。

①当社は会社設立時から、公認会計士・税理士を中心とした会計分野の専門性を有するプロフェッショナル集団であり、中堅・中小企業のM&A仲介事業を主たる事業として展開してまいりました。2023年9月に「中小M&Aガイドライン」が改訂され、これまで以上にM&A支援サービスの質の確保が求められます。当社はガイドラインを遵守し、引き続き、専門性の高い業務提供を行うことで、顧客が安心して満足できるM&Aを創出していく方針であります。

②当社でのM&A仲介は、より多くの買収候補先を探索し、譲渡希望者に提案できることを目指しております。このため、日々の業務活動を通じて得られる買収ニーズをデータベース化し、これを活用することで相手先を探索するほか、提携金融機関からの紹介による探索、インターネット経由でのマッチングを強化するためWEBサイト「M&A市場SMART」を活用するなど、マッチング手法の強化を図っていく方針でもあります。

また、M&Aの利便性やM&Aによる問題解決策を広く社会に認知していただけるよう「M&A Online」等のWEBサイトを通じた情報発信を拡充していく方針であります。また、譲渡希望企業より買収希望企業の数をはるかに多く、買収ニーズがあるものの、現実的に買収できない企業が多く存在します。この状況を踏まえ、当社は買収を検討する



企業のために「プレマーケティングサービス」を提供しております。このサービスは当社が買収希望企業の代わりに、譲渡希望企業の探索活動を一括して請け負い、M&A成約までのフルサポートを行います。当サービスを活用し、買収希望企業に買収を検討する機会をより多く提供していく方針であります。

③現在の環境としては、オーナー社長の高齢化や後継者不在の企業数の増加を背景に、日本国内の中堅・中小企業のM&Aは拡大傾向にあります。一方で、M&Aは後継者不在の解決策に限定されるものではなく、中期的な事業の拡大を図るために、事業承継のM&A市場だけにとらわれず、選択と集中のためのM&A、グループ企業のM&A、大企業とスタートアップ企業のM&A、事業再生のためのM&A等、事業承継以外のM&A市場でも積極的に活動してまいります。スタートアップ企業と大企業の提携を進める会員制のサービス「S venture Lab.」を展開しており、資金を必要とするスタートアップ企業とイノベーションを求める大企業を結びつけ、新しいビジネスや市場を生み出すことを目指していく方針であります。

また、当社のミッション「世界を変える仲間をつくる。」を実現するため、仲間づくりの一環として、M&A仲介事業の周辺事業や新規事業への進出を図る方針であります。

④当社はM&Aコンサルタントを中心に積極的な人材採用を行っており、今後も当社の業績拡大のために、継続的な増員を計画しております。近年は新卒採用にも力を入れており、サービス品質向上に向けて研修メニューの充実や、OJTの推進等で、人材育成を強化する方針であります。また、従業員が安心して働くための職場環境づくりに努め、当社内での仲間づくりも強化する方針であります。

⑤当社は東京証券取引所のプライム市場に上場しており、プライム市場ではより高い水準のガバナンス体制が求められております。当社はガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。また、SDGsの様々なゴール達成に貢献するため、サステナビリティ推進委員会を中心に、M&A支援を通じた事業活動における優先課題への取組及び当社の組織活動における優先課題への取組を推進していくとともに、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づく情報開示等を推進していく方針であります。

これらの経営方針及び取組のもと、今後3年間において、下記のとおり成約組数及び売

上高を増加させていくことを当面の目標としております。また、案件の成約に先立ち、案件の新規受託が必須となることから、成約組数達成のための先行指標となる新規受託件数も下記のとおり目標としております。これらの数値目標は、毎期、その期の活動状況を踏まえ、見直す方針としております。

	2023年9月期 (実績)	2024年9月期 (目標)	2025年9月期 (目標)	2026年9月期 (目標)
成約組数 (組)	207	270	305	348
売上高 (百万円)	13,826	18,218	21,960	25,056
新規受託 (件)	712	814	931	1,074

上記の目標達成には、M&Aコンサルタントの増員も必要不可欠となり、今後については、下記のとおり増員を計画しております。

	2023年9月期 (実績)	2024年9月期 (計画)	2025年9月期 (計画)	2026年9月期 (計画)
M&Aコンサルタント数 (人)	226	266	316	375

なお、採用したコンサルタントについては、入社後1年間は収益貢献がほぼなく、2年目で1～2組の案件成約、3年目で2～3組の案件成約というように経験とともに成約数が増加することが一般的であります。

当社が事業を推進するにあたり、特に対処すべき課題は次のとおりであります。

#### ①サービス品質の向上

中堅・中小企業の譲渡希望企業にとって、会社を譲渡することは非常に重い決断であるとともに、今まで企業を育ててきた努力を将来の新たな活力につなげる生涯における一大事です。譲渡希望企業は様々な不安を抱えながら、決断を行い、理想の買収先を求め、交渉を進めていきます。一方、買収希望企業にとっては、貴重な経営資源を新たな会社に投下することは新たなリスクを抱えるものであり、慎重に会社を選定し、交渉を進め、決断を行います。

このような状況下、譲渡希望企業と買収希望企業がM&Aを進める上では、仲介会社である当社の信用力が必要不可欠であり、顧客からの安心感を得られる体制を構築することが重要な課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、社会的信用力の向上を目指すとともに、更に信頼される企業とな

るべく、社内管理体制及びコンプライアンス体制の整備・充実を図ってまいります。また、業務・サービスの品質を高めるべく、従業員の専門性を高めるため社内教育を推進するとともに、徹底的に顧客と向き合い案件を進めていく企業文化を構築するため、案件の検討に関する会議を定期的開催し、社内コミュニケーションの促進、情報の共有を推進してまいります。

一方、M&A仲介会社の社数は、昨今急増しており、競争環境も激化している状況にあります。多くのM&A仲介会社の中から当社を選んでもらうためには、信用力に加え、知名度の向上も課題になると認識しております。このため、知名度向上のための施策も積極的に取り組んでまいります。

## ②譲渡案件の探索

M&A仲介事業の拡大のために、譲渡案件の探索及び受託を重要な課題と考えております。当社では、セミナー開催、広報誌の発行、WEB・新聞・雑誌での記事掲載により、M&Aに関する情報発信による潜在的な譲渡希望ニーズの発掘に取り組んでおりますが、発信する情報の拡充を図るとともに、効果的・効率的に譲渡案件が受託できるよう努めてまいります。この一環として、M&A専門の情報サイト「M&A Online」上のコンテンツを充実させることで情報発信をさらに強化してまいります。また、経営者の悩みやニーズに適切に応えるべく、潜在的な顧客へのダイレクトマーケティングも持続的に強化してまいります。

一方、金融機関や会計事務所を中心とした業務提携により間接的な案件受託を推進しておりますが、当該受託の増加を図るため、新たな提携先の探索や提携領域の拡大に取り組んでまいります。

## ③多様なM&Aニーズへの対応、事業領域の拡大

事業承継問題を背景に、中堅・中小企業のM&A市場は活性化している状況であります。事業承継だけに限定することなく、選択と集中、スタートアップ企業のエグジット、事業整理、事業再生目的等多様なM&Aニーズにも対応を図るとともに、M&Aを利用した新たな問題解決手法を創出することも視野に入れ、M&A市場全体が発展していく中で安定的な経営が行えるよう努めてまいります。「イノベーション支援室」を中心に、スタートアップ企業と大企業のイノベーション型M&Aを促進する活動を強化してまいります。また、M&A仲介事業の周辺事業や新規事業への進出により事業領域を拡大に取り組んでおります。

#### ④人材の確保・育成・働きやすい環境づくり

当社では、M&A仲介事業を持続的に成長させるために最重要となる経営資源は人的資源であると考えており、優秀なM&Aコンサルタントを継続的に獲得し、育成し、維持していくことが課題であると認識しております。

獲得に関しては、専門的な知識を有する人材、多様な分野に精通している人材、営業力・交渉力に長けた人材等の有能な人材を獲得することに注力していく方針としております。

従業員の育成のため、専門的知識や専門的スキルの向上のための社内研修の充実、M&A情報の共有等の施策に取り組んでまいります。また、チーム制を導入しており、チームとして多様な案件に対応することを通じて、個人の経験を高める施策を推進しております。当事業年度に入社したM&Aコンサルタントが早期に収益貢献できるよう育成に努めてまいります。さらに、優秀なM&Aコンサルタントの定着率を向上させるため、成果主義に基づく給与制度や人事考課制度を採用しておりますが、社会環境や組織構造の変化に対応して随時見直しを行うとともに、従業員が積極的に仕事に取り組める環境を整備してまいります。

#### ⑤顧客満足度の向上

業績目標を達成する上では、個々案件の成約に向けた進捗管理が重要な課題になると認識しておりますが、案件の成約時期については、譲渡希望先と買収候補先のそれぞれの意向や意思決定手続等により左右され、当社で完全にコントロールできない面もあります。また最近では、譲渡希望先と買収候補先のいずれかが大企業となるケースも増えており、以前に比べると成約までの期間が長期化する傾向にあります。

当社では、コンサルタントが譲渡希望先と買収候補先の希望を踏まえ、当事者の意思決定プロセスも考慮し、スケジュール化するよう努めております。また全案件の進捗管理のため、毎週、案件の進捗状況を把握し、必要に応じた対策を図るようしております。さらに、会計・法律などの専門家で構成された業務支援部を設置し、コンサルタントをサポートするとともに、専門知識が必要となる高度ないし複雑な案件も成約できる支援体制を整備しております。

これらの施策により、顧客満足度に配慮しながら、適切な時期に成約できるよう努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第24期	第25期	第26期	第27期
		2020年8月期	2021年9月期	2022年9月期	(当事業年度) 2023年9月期
売上高	(千円)	6,916,705	9,034,500	10,727,244	13,826,298
経常利益	(千円)	2,983,494	3,475,638	4,226,531	5,211,406
当期純利益	(千円)	2,202,581	2,395,713	2,962,404	3,866,844
1株当たり当期純利益	(円)	115.29	125.33	155.23	201.46
総資産	(千円)	9,045,900	10,958,966	12,809,404	18,285,355
純資産	(千円)	7,091,030	9,077,036	11,248,550	14,503,089
1株当たり純資産額	(円)	370.98	474.41	587.62	755.26

(注) 第25期につきましては、決算期の変更に伴い、2020年9月1日から2021年9月30日までの13か月間となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

事業	事業内容
M&A仲介事業	顧客間のM&Aを仲介、もしくはアドバイスし、顧客のM&A取引を創出しております。 またこれに付随して、顧客間でのM&A取引を検討するための判断材料の提供業務も行っております。具体的には企業評価、財務デューデリジェンス等の業務となります。

(8) 主要なオフィス (2023年9月30日現在)

事業所	所在地
本社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 三井物産ビル15階
札幌オフィス	北海道札幌市中央区北三条西三丁目1番1号 大同生命札幌ビル3階
仙台オフィス	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号 荘銀ビル5階
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋15階
大阪オフィス	大阪府大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号 本町南ガーデンシティ9階
高松オフィス	香川県高松市紺屋町9番地6 高松大同生命ビル5階
広島オフィス	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番22号 広島興銀ビル4階
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区博多駅中央街8番1号 JRJP博多ビル9階

(9) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
278名	58名増	34.9歳	2.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

- (10) 主要な借入先の状況  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 19,354,200株  
(自己株式 151,339株含む)  
(3) 株主数 9,959名  
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社K&Company	5,400,000株	28.12%
荒井 邦彦	3,077,000株	16.02%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,167,500株	6.08%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	663,600株	3.46%
金田 和也	637,000株	3.32%
石塚 辰八	570,800株	2.97%
鈴木 伸雄	540,000株	2.81%
大同生命保険株式会社	498,000株	2.59%
中村 康一	402,100株	2.09%
S S B T C ・ クライアント ・ オムニバス ・ アカウント	298,949株	1.56%

(注)持株比率は、自己株式 151,339株を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当該事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容等の概要  
該当事項はありません。

- (3) その他の新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒 井 邦 彦		
取締役副社長	鈴 木 伸 雄		(株)セルバンク 取締役
常務取締役	金 田 和 也	執行役員 コンサルティング 本部担当	
取 締 役	中 村 康 一	執行役員 管理部担当	
取 締 役	田 代 正 明		
取 締 役	小 駒 望 (戸籍名：今岡 望)		小駒望公認会計士事務所 代表 虎ノ門有限責任監査法人 社員 ユナイテッド(株) 社外監査役 (株)FIS 社外監査役 松井証券(株) 取締役(監査等委員)
常勤監査役	荒 木 二 郎		
監 査 役	寿 藤 聡		税理士法人ブレイン総合会計 代表 社員
監 査 役	黒 松 百 亜		晴海協和法律事務所

- (注) 1 田代正明及び小駒望の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2 荒木二郎、寿藤聡及び黒松百亜の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3 当社は、東京証券取引所に対し、田代正明、小駒望、荒木二郎、寿藤聡及び黒松百亜の5氏を独立役員として届け出ております。  
4 常勤監査役荒木二郎氏は金融機関の経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しており、監査役寿藤聡氏は公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役田代正明氏及び社外取締役小駒望氏並びに社外監査役荒木二郎氏、社外監査役寿藤聡氏及び社外監査役黒松百垂氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役及び監査役、執行役員、管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するものです。

ただし、一定の免責額の定めを設けているほか、被保険者による違法な利益供与または犯罪行為等に起因する賠償責任については当該保険契約によっても填補の対象としないこととしております。

## (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等

#### (取締役)

当社の取締役の報酬は、基本報酬のほか、業績に対する経営責任を明確にする観点から、業績連動報酬を支給することとしております。取締役の基本報酬額については、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が、役位、職務内容、職務量等を考慮して決定した答申内容を踏まえ、取締役会の決議により決定する方針としております。業績連動報酬の支給額決定に際しては、指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申内容を踏まえ、取締役会の決議により決定する方針としております。なお、決定方針については、2021年2月19日開催の取締役会にて決定しております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方法及び決定された内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(監査役)

監査役の報酬は、その職務の特性から、基本報酬のみを支給することとしております。監査役の基本報酬額については、監査役の協議により決定する方針としております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2014年11月25日開催の定時株主総会において、年額400百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。

監査役の報酬額は、2014年11月25日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会が決定しており、該当事項はありません。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	208,000	162,000	46,000	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外取締役	10,800	10,800	—	—	2
社外監査役	18,000	18,000	—	—	3

⑤ 業績連動報酬に関する事項

取締役の業績連動報酬については、各事業年度の利益計画を図るとともに、事業の拡大・成長を推進するため、各事業年度の営業利益の目標達成度に応じ、営業利益額に応じた報酬体系としております。営業利益額とは、業績連動報酬控除前の営業利益に基づくものとしております。業績連動報酬の上限額計算式に基づき、各取締役の業績貢献度及び取締役の報酬限度額等を踏まえ、取締役会決議により、具体的な支給額を決定しております。

業績連動報酬の上限額＝営業利益（業績連動報酬控除前）×業績達成係数※

※業績達成係数

- ①営業利益が期初計画を上回る場合：4%
- ②営業利益が期初計画の90%を下回る場合：0%
- ③営業利益が期初計画の90%以上100%以下の水準の場合：  
4%×(達成率－90%)／(100%－90%)

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の営業利益（業績連動報酬控除前）の目標額は5,696百万円、実績額は5,248百万円で期初計画の達成率は、92.1%となりました。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	小 駒 望 (戸籍名：今岡 望)	小駒望公認会計士事務所 代表	開示すべき取引関係はありません。
		虎ノ門有限責任監査法人 社員	開示すべき取引関係はありません。
		ユナイテッド(株) 社外監査役	開示すべき取引関係はありません。
		(株)FIS 社外監査役	開示すべき取引関係はありません。
		松井証券(株) 取締役（監査等委員）	開示すべき取引関係はありません。
監査役	寿 藤 聡	税理士法人ブレイン総合会計 代表社員	開示すべき取引関係はありません。
監査役	黒 松 百 亜	晴海協和法律事務所	開示すべき取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

地位及び氏名	主な活動状況等
取締役 田代正明	当事業年度に開催された取締役会14回の内13回に出席し、主に会社経営者としての経験で培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、併せて業務執行に対する監督を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員であり、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、取締役の報酬制度の検討や個別報酬額の検討等の場面において、透明性・客観性を高めることに貢献しております。
取締役 小駒望	当事業年度に開催された取締役会14回の内13回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、併せて業務執行に対する監督を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員であり、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、取締役の報酬制度の検討や個別報酬額の検討等の場面において、透明性・客観性を高めることに貢献しております。
常勤監査役 荒木二郎	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席し、主に金融機関を通じて培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 寿藤聡	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 黒松百亜	当事業年度に開催された取締役会14回の内11回に、また、監査役会13回の内10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,975千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,975千円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、当社規模、特異性及び監査日数等の諸要素を勘案し、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

#### ①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス推進委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。
- ・法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
- ・社長直轄の内部監査部門による監査を実施し、コンプライアンスの状況を社長に報告するとともに、その体制の見直しを随時行う。
- ・反社会的勢力との関係を一切遮断するため、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書の保存・管理に関連する規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
- ・個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程、情報システムにかかる管理運用規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理に関する規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
- ・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。

- ⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社管理に関する規程を制定し、当該規程に基づき、子会社から子会社の職務執行及び事業状況を定期的に報告させる。
- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
  - ・監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査役会に移譲されるものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・毎月定期的に取り締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等を報告するものとする。更に、監査役は、定期的に社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。
  - ・内部通報制度の窓口を社外の第三者とし、通報者が特定されないよう配慮する。また、監査役に対して内部通報のあった全ての情報を報告するとともに、監査役は、報告をした可能性のある者の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
- ⑧監査役の職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項
- ・監査役会は、毎年、監査役の職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係しないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じる。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、監査役の監査環境の整備、向上に協力する。
  - ・監査役は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

- ①取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役2名が選任されております。また、コンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス推進委員会を開催するとともに、役職員に対し必要な研修を行っております。社内規程等は常時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。
- ②監査役会は13回開催され、全員が社外監査役により構成されております。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

---

(注) 本事業報告中における記載数字は、金額・株数は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。



## 貸借対照表

2023年9月30日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>15,224,417</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,591,726</b>
現金及び預金	14,102,865	買掛金	160,070
売掛金	966,029	未払金	2,171,429
前払費用	165,945	未払法人税等	970,078
その他	15,589	契約負債	10,848
貸倒引当金	△26,013	預り金	47,878
<b>固定資産</b>	<b>3,060,938</b>	その他	231,420
<b>有形固定資産</b>	<b>1,082,645</b>	<b>固定負債</b>	<b>190,539</b>
建物	731,908	その他	190,539
工具、器具及び備品	339,912	<b>負債合計</b>	<b>3,782,266</b>
土地	990	(純資産の部)	
建設仮勘定	9,834	<b>株主資本</b>	<b>14,501,049</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>12,476</b>	<b>資本金</b>	<b>823,741</b>
ソフトウェア	12,476	<b>資本剰余金</b>	<b>801,491</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,965,816</b>	資本準備金	801,491
投資有価証券	456,097	<b>利益剰余金</b>	<b>13,310,026</b>
関係会社株式	203,160	その他利益剰余金	13,310,026
出資金	10,000	オープンノベーション促進積立金	17,587
繰延税金資産	300,638	繰越利益剰余金	13,292,438
敷金	972,211	<b>自己株式</b>	<b>△434,210</b>
その他	65,508	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,039</b>
貸倒引当金	△41,800	その他有価証券評価差額金	2,039
<b>資産合計</b>	<b>18,285,355</b>	<b>純資産合計</b>	<b>14,503,089</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>18,285,355</b>

## 損益計算書

(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,826,298
売上原価		4,578,587
売上総利益		9,247,710
販売費及び一般管理費		4,045,443
営業利益		5,202,266
営業外収益		
受取利息	202	
受取配当金	2,015	
受取損害賠償金	6,430	
還付加算金	8,551	
その他	297	17,496
営業外費用		
投資事業組合運用損	8,356	8,356
経常利益		5,211,406
特別損失		
投資有価証券評価損	15,400	15,400
税引前当期純利益		5,196,005
法人税、住民税及び事業税	1,520,504	
法人税等調整額	△191,343	1,329,161
当期純利益		3,866,844

## 株主資本等変動計算書

(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				オープンイノベーション促進積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	823,741	801,491	—	801,491	17,587	10,215,645	10,233,233
当期変動額							
剰余金の配当						△765,629	△765,629
当期純利益						3,866,844	3,866,844
自己株式の取得							
自己株式の処分			△24,421	△24,421			
利益剰余金から資本剰余金への振替			24,421	24,421		△24,421	△24,421
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,076,793	3,076,793
当期末残高	823,741	801,491	—	801,491	17,587	13,292,438	13,310,026

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△612,334	11,246,131	1,298	1,298	1,119	11,248,550
当期変動額						
剰余金の配当		△765,629				△765,629
当期純利益		3,866,844				3,866,844
自己株式の取得	△304	△304				△304
自己株式の処分	178,428	154,007				154,007
利益剰余金から資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			740	740	△1,119	△379
当期変動額合計	178,124	3,254,918	740	740	△1,119	3,254,538
当期末残高	△434,210	14,501,049	2,039	2,039	—	14,503,089

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

株式会社ストライク  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 椎 名 弘

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和 久 友 子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストライクの2022年10月1日から2023年9月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討することにある。また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月17日

株式会社ストライク 監査役会

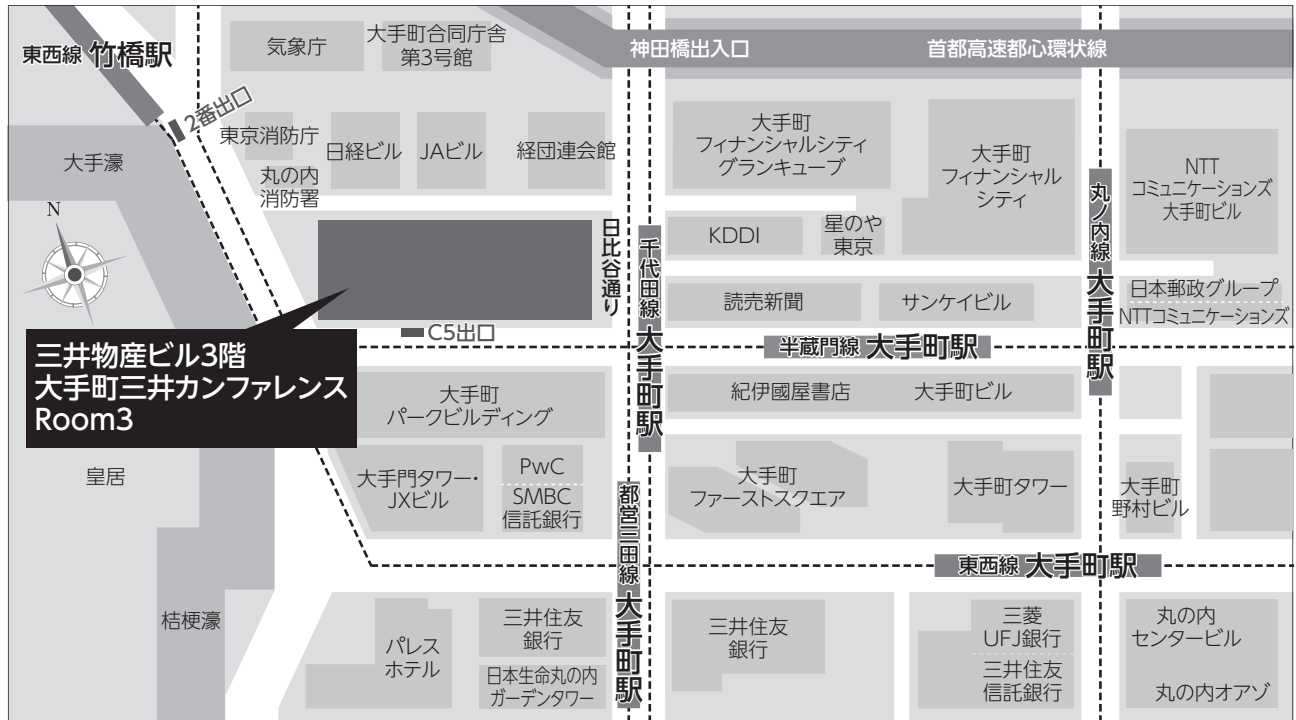
常勤監査役（社外監査役） 荒 木 二 郎 ㊟

監査役（社外監査役） 寿 藤 聡 ㊟

監査役（社外監査役） 黒 松 百 亜 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図



**会場** **三井物産ビル3階 大手町三井カンファレンス Room3**  
 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

## 交通機関のご案内

<b>大手町駅</b>	東京メトロ	●千代田線	●半蔵門線	都営地下鉄	●三田線	<b>竹橋駅</b>	東京メトロ	●東西線
		●丸ノ内線	●東西線					
C5出口直結				2番出口より徒歩約5分				

(お願い) ●本株主総会につきまして、極力、書面又は電磁的方法(インターネット等)により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。  
 ●なお、会場には駐車場の用意がございませんので、お車のご来場はご遠慮ください。



電子提供措置の開始日2023年12月3日

第27回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

個別注記表

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

株式会社ストライク



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

##### 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

##### 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### 投資事業有限責任組合への出資

（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

##### 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～15年

##### 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業であるM&A仲介事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ・基本合意報酬

譲渡企業と買収企業の間で基本合意（独占交渉権の付与等含む）がなされた時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。

- ・成約報酬

譲渡企業と買収企業の間で株式譲渡等の最終契約が締結された時点で履行義務を充足しておりますが、締結された株式譲渡等の最終契約に基づく、譲渡対象物（株式等）の引渡し等が実行された時点で顧客から対価を回収する可能性が高くなったと判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、引渡しが複数回に分かれる場合は、初回取引実行時に収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 210,494千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 19,354,200株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	213,459	80	62,200	151,339

(注) 1. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる取得80株であります。  
2. 自己株式の株式数の減少は、新株予約権の行使による減少62,200株であります。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年12月23日 定時株主総会	普通株式	765,629	40.0	2022年9月30日	2022年12月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2023年12月26日開催の定時株主総会の議案として、次の通り提案しております。

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年12月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	979,345	51.0	2023年9月30日	2023年12月27日

(4) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
該当事項はありません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	62,954千円
未払賞与	84,584千円
未払社会保険料	9,598千円
未払家賃	58,343千円
一括償却資産	18,702千円
投資有価証券評価損	38,614千円
敷金	8,348千円
その他	28,155千円
繰延税金資産合計	309,300千円

### 繰延税金負債

オープンイノベーション促進積立金	7,762千円
その他有価証券評価差額金	899千円
繰延税金負債合計	8,662千円
繰延税金資産の純額	300,638千円

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達する方針としております。一時的な余資は主に定期預金、投資有価証券で運用し、また、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達する方針としております。

また、デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主として国内の上場及び非上場企業の株式、投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。敷金は、オフィスの賃借に伴う敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ) 信用リスクの管理（取引先の契約不履行等に係るリスク）

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、毎月取引先ごとに回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。

##### ロ) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(投資先企業等)の財政状態や運用状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すとともに、必要に応じて当該業績の状況等を価額に反映させております。

##### ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰を確認し、十分な手元流動性を維持すること等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券	8,949	8,949	—
② 敷金	972,211	864,474	△107,736

(注1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「① 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	当事業年度 (2023年9月30日)
非上場株式	145,592
投資事業有限責任組合への出資	301,556
関係会社株式	203,160
出資金	10,000

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,102,865	—	—	—
売掛金	966,029	—	—	—
敷金	13,499	—	14,560	944,150

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,949	—	—	8,949
資産計	8,949	—	—	8,949

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	864,474	—	864,474
資産計	—	864,474	—	864,474

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

開示すべき取引はありません。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
基本合意報酬	623,375
成約報酬	13,142,382
その他	60,541
合計	13,826,298



(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

履行義務に関する情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載しております。

取引の対価は通常、履行義務を充足してから概ね1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないことから、記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	755円26銭
1株当たり当期純利益	201円46銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。